

<幼稚園、臨時的な児童・生徒の居場所、留守家庭児童会室、保育所等における対応>

1. 子ども及び当該施設勤務者に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
当該施設を14日間、臨時休業（室・所）とします（幼稚園は、学校保健安全法第20条による臨時休業措置）。なお、当該施設に必要な消毒や対策を実施し、保健所と協議のうえ、期間の短縮をすることがあります。
2. 複数の施設において感染者が確認された場合
当該施設については1.の取り扱いとし、それ以外の施設については開園（室・所）しますが、市域における発生状況（発生地域、発生時期等）によっては、市域全体または地域を限定した臨時休業（室・所）とすることがあります。
3. 子ども及び当該施設勤務者が濃厚接触者に特定された場合（子どもの保護者が特定された場合を含む）
当該施設への登所（室）を控えるよう要請します。要請する期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とします。ただし、幼稚園に登園している幼児については、学校保健安全法第19条による「出席停止」とします。

<市立学校園における卒業式、卒園式の取扱いについて>

1. 小学校で感染者（陽性者又は濃厚接触者）が確認された場合は、当該児童を出席停止としたうえで、卒業式を実施します。
2. 幼稚園で感染者（陽性者又は濃厚接触者）が確認された場合は、当該園の卒園式を中止します。

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会

- ・幼稚園、臨時的な居場所、卒業式、卒園式について：教育指導課
TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187
- ・留守家庭児童会について：放課後子ども課
TEL：050-7105-8201 FAX：072-867-8131
- ・保育所等について：子育て運営課（枚方市）
TEL：072-841-1473 FAX：072-841-4319